

小規模事業者の適格請求書対応（その2） — 適格請求書発行事業者に生じる義務について —

高橋 宏和 (たかはし ひろかず)

高橋宏和会計事務所
公認会計士・税理士



令和2年10月1日に施行された改正消費税法により令和5年10月1日から適格請求書等保存方式が導入されることとなります。これに伴い適格請求書を発行するために必要な「適格請求書発行事業者」の登録受付が令和3年10月1日から開始されました。

本稿では、適格請求書発行事業者の登録を受けた課税事業者（以下適格請求書発行事業者とする）に課される義務について確認します。

〔質問1〕

適格請求書発行事業者となった場合、令和5年10月1日以降にどのような義務が生じるのか教えてください。

〔回答〕

令和5年10月1日以降、適格請求書発行事業者が国内において課税資産の譲渡等を行った場合、取引相手（消費税課税事業者に限る）からの求めに応じて適格請求書（適格返還請求書を含む）を交付する義務と、交付した適格請求書等の写しの保存義務が生じることとなります。また、適格請

求書発行事業者が課税事業者に対して返品や値引き等（売上げに係る対価の返還等）を行う場合、適格返還請求書の交付義務とその写しの保存義務が生じます。

適格請求書の様式や作成方法について法令等による定めは無く適格請求書として必要な事項が記載された書類（請求書、納品書、領収書、レシート等）であればその名称を問わず適格請求書に該当します。適格請求書に記載が必要な事項は以下の通りです。

【適格請求書に記載が必要な事項】

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
 - ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
 - ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
 - ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
 - ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
 - ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
- また、適格請求書発行事業者が、不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う次の事業を行う場合、適格請求書の交付に代えて税率ごとに区分した消費税額等若しくは適用税率のいずれか1つ及び上記⑥の記載を省略した適格簡易請求書を交付することも可能です。

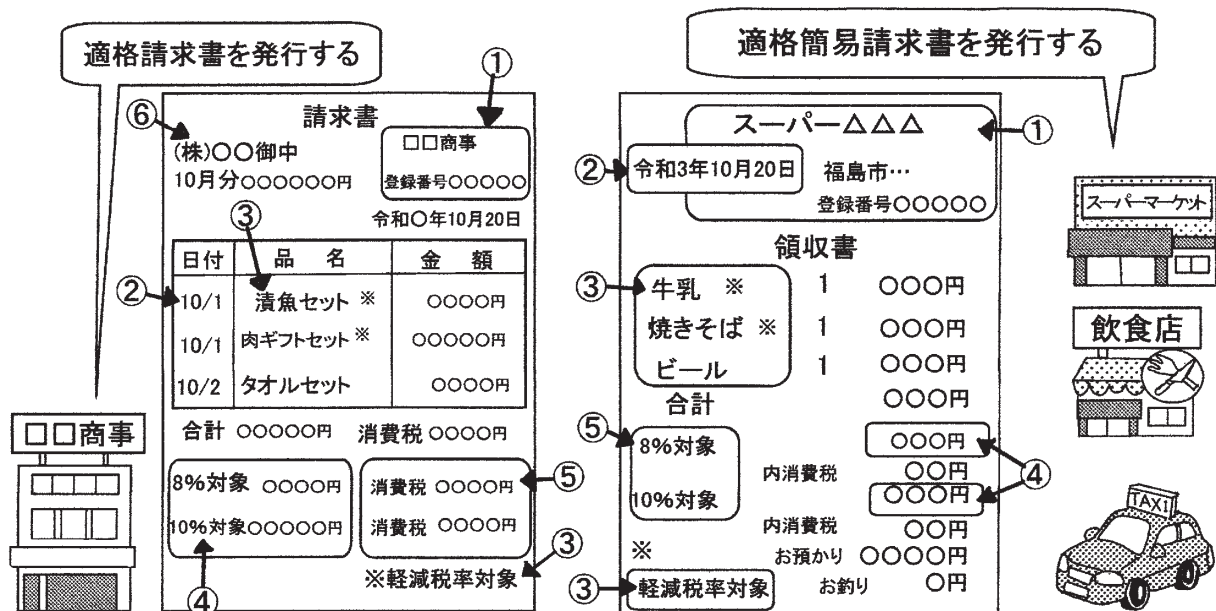
【適格簡易請求書の交付が認められる事業】

- イ 小売業

- ロ 飲食店業
- ハ 写真業
- ニ 旅行業
- ホ タクシー業
- ヘ 駐車場業
- ト その他これらの事業に準ずる事業で不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行う事業

なお、上記①から⑥の記載事項はひとつの書類のみですべてを満たす必要はなく、請求書に納品書番号を記載する等して複数の書類相互の関係が明確であれば複数の書類に記載された事項により適格請求書の交付義務を満たすことも可能です。

また、電磁的記録を提供することも認められているため、商品の受発注や納品等の日々の取引について取引先と電磁的記録を交換する一方、請求書をひと月分まとめて書面により交付するような場合に電磁的記録と請求書の対応関係が明確であれば書面と電磁的記録を併用することで適格請求書を交付することも可能です。



【質問2】

適格返還請求書の交付義務について教えてください。

【回答】

適格請求書発行事業者には、課税事業者に売上に係る対価の返還等を行う場合に適格返還請求書を交付する義務が課されています。この適格返還請求書にも適格請求書と同様に様式及び作成方法についての法令等の定めは無く、以下の記載事項が満たされた複数の書面や書面と電磁的記録の併用によって交付が可能です。

【適格返還請求書に記載が必要な事項】

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 売上げに係る対価の返還等を行う年月日及び売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日

- ③ 売上げに係る対価の返還の基となる課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（軽減対象資産の譲渡等である場合には資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 売上げに係る対価の返還等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額
- ⑤ 売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額等又は適用税率

上記記載事項のうち、②の売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日については実際に課税資産の譲渡等を行った年月日の明細を全て記載する必要はなく、課税期間の範囲内における一定の期間の記載でよいこととされているため、月単位での記載等も認められます。

また、取引先と販売奨励金に係る契約を締結している場合等で、当月分の請求書において当月分の請求金額から前月分の販売奨励金の金額を控除して請求する場合、適格請求書に必要な記載事項と適格返還請求書に必要な記載事項を1枚の請求書に記載して交付することも可能です。この際、「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額の税率ごとの合計」と「税率ごとに区分した消費税額等」については課税資産の譲渡と売上げに係る対価の返還額の純額でまとめて記載することも認められます。

なお、販売奨励金について取引先から交付される販売奨励金の請求書に基づいて支払っている場合には、取引先が発行する販売奨励金請求書に適格返還請求書に記載が必要な事項が記載されていれば改めて適格返還請求書を交付しなくてもよいこととされています。

請求書		
(株)〇〇御中		令和〇年10月×日
9月分 〇〇,〇〇〇円(税込)		
(9/1~9/29)		
日付	品名	金額
9/5	サイダー※	〇〇〇〇円
9/5	ビール	〇〇〇〇〇円
9/6	ウーロン茶※	〇〇〇〇円
⋮	⋮	⋮
合計 〇〇〇〇〇〇円 (消費税〇〇〇〇円)		
10%対象	〇〇〇〇〇円(消費税〇〇〇〇円)	
8%対象	〇〇〇〇〇円(消費税〇〇〇〇円)	
販売奨励金		
8/15	ウーロン茶※	〇〇〇〇円
⋮	⋮	⋮
合計 〇〇〇〇〇円 (消費税〇〇〇〇円)		
10%対象	〇〇〇〇〇円(消費税〇〇〇〇円)	
8%対象	〇〇〇〇〇円(消費税〇〇〇〇円)	
請求金額 〇〇〇〇〇円(消費税〇〇〇〇円)		
※ 軽減税率対象商品		
〇〇商事(株)		①
登録番号〇〇〇〇〇		

〔質問3〕

交付した適格請求書の写しの保存義務について教えてください。

〔回答〕

適格請求書の発行事業者には、交付した適格請求書の写し及び提供した適格請求書に係る電磁的記録の保存義務があります。「交付した適格請求書の写し」とは交付した書類そのものの複写に限らず、適格請求書の記載事項が確認できる程度の記載がされているものも含まれますので、レジのジャーナルや適格請求書の記載事項に係る一覧表や明細書などの保存があれば足ります。

この「交付した適格請求書の写し」や電磁的記録については交付した日又は提供した日の属する課税期間の末日の翌日から2カ月を経過した日か

ら7年間、納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存する必要があります。

なお、これらを書面でなく、電磁的記録のまま保存するためには電子帳簿保存法に基づく一定の要件を満たす必要があるため注意が必要です。

以上の通り、適格請求書発行事業者に課される義務である適格請求書等の発行については自社の業務フローを再度確認し、発行が必要な取引について現状の請求書や領収書等の書類の記載内容の確認をする必要があります。その上で現状の書類に追加や修正が必要な事項についてはシステム等の改修により対応するのか、手動での追記で対応可能か否かの確認・準備が必要と考えます。

